

# 平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
会計監査人による平成21事業年度会計監査契約	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成21年10月2日	あずさ監査法人 (東京都新宿区津久戸町)	独立行政法人通則法第39条により、会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣より選任された会計監査人と監査契約を締結するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	34,650,000	-	-	独立行政法人通則法第39条により、会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣より選任された会計監査人と監査契約を締結するもの。	1	
矢木沢発電所 矢木沢関係道路(共用区間)除雪委託 (群馬県利根郡みなかみ町藤原、平成21年12月16日～平成22年3月31日) その他の工事	分任契約職 沼田総合管理所長 田中靖 (群馬県沼田市上原町)	平成21年12月8日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	当該機関は、矢木沢ダムに設置されている矢木沢発電所を管理している企業であり、矢木沢ダム及び矢木沢発電所への唯一の道路である当該道路は水資源機構及び上記機関の共有区間道路となっており、当該道路に係る維持管理のうち冬期における除雪については、上記機関が施行する旨協定(矢木沢ダム関係道路の維持等に関する協定)を昭和60年3月に締結している。(工事請負契約の事務処理要領第5条4項第一号)	12,868,800	12,868,800	100.0%	-	矢木沢ダム関係道路の維持等に関する協定によるもの	12	
電話料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成20年4月1日	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) (東京都千代田区内幸町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,113,169	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	通年の実施額が下半期に基準額(100万円)を超えたもの
携帯電話料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (埼玉県さいたま市桜木町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,280,582	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
水道料	契約職 総合技術センター所長 上村寿一 (埼玉県さいたま市中央区)	平成20年4月1日	さいたま市水道局 (埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷)	水の供給又は提供を受けるものであり、競争を許さない。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,930,022	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	契約職 総合技術センター所長 上村寿一 (埼玉県さいたま市中央区)	平成20年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	18,663,412	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 下久保ダム管理所長 古畑 勝政 (埼玉県児玉郡神川町)	平成20年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,432,420	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
回線使用料(ビジネスイーサ)	分任契約職 沼田総合管理所長 田中 靖 (群馬県沼田市上原町)	平成20年4月1日	東日本電信電話㈱ (東京都新宿区西新宿)	回線の供給については、当該地域の中では、競争が存在しない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,603,340	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 沼田総合管理所長 田中 靖 (群馬県沼田市上原町)	平成20年4月1日	東日本電信電話㈱ (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,198,435	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料	分任契約職 千葉用水総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,876,777	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"

有料道路通行料	分任契約職 千葉用水 総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成20年4月1日	(株)クレディセゾン (東京都豊島区)	同一使用区間における高速道路等の利用料金は一律であり、各カード会社とも年会費が発生しないことから競争の余地がない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,154,950	-	-	高速道路等の利用料金は一律であり、各カード会社とも年会費が発生しないことから競争の余地がない。	12	"
電気料	分任契約職 千葉用水 総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成20年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	551,581,589	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
データ送受信回線使用料	分任契約職 千葉用水 総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成20年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	回線の供給については、当該地域の中では、競争が存在しない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,331,322	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
専用回線使用料	分任契約職 千葉用水 総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成20年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	回線の供給については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,526,906	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 千葉用水 総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成20年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,542,289	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 利根導水 総合事業所長 山本 英明 (埼玉県行田市大字須加)	平成20年4月1日	東京電力(株) (埼玉県熊谷市筑波)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	63,725,905	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 利根導水 総合事業所長 山本 英明 (埼玉県行田市大字須加)	平成20年4月1日	東日本電信電話(株) (埼玉県さいたま市浦和区高砂)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,126,731	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料	分任契約職 利根導水 総合事業所長 山本 英明 (埼玉県行田市大字須加)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (埼玉県さいたま市桜木町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,036,477	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
水道料	分任契約職 利根導水 総合事業所長 山本 英明 (埼玉県行田市大字須加)	平成20年4月1日	行田市市長 (埼玉県行田市駒形)	水の供給又は提供を受けるものであり、競争を許さない。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,954,250	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 群馬用水 総合事業所長 坂野一平 (群馬県前橋市古市町)	平成20年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,895,819	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 群馬用水 総合事業所長 坂野一平 (群馬県前橋市古市町)	平成20年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	61,016,734	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 思川開発 建設所長 進藤 裕之 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成20年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,777,802	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 思川開発 建設所長 進藤 裕之 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成20年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,355,903	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"

携帯電話料	分任契約職 利根川下流総合管理所長 村尾浩太 (茨城県稲敷市上之島)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,113,989	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 利根川下流総合管理所長 村尾浩太 (茨城県稲敷市上之島)	平成20年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	38,086,388	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
水道料	分任契約職 利根川下流総合管理所長 村尾浩太 (茨城県稲敷市上之島)	平成20年4月1日	行方市長 (茨城県行方市麻生)	水道水に対し、安定的かつ継続的に水道水の供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,879,291	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電話料	分任契約職 荒川ダム総合管理所長 松枝 修治 (埼玉県秩父市荒川久那)	平成20年4月1日	東日本電信電話(株) 新潟県新潟市中央区	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約していたため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,168,962	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 荒川ダム総合管理所長 松枝 修治 (埼玉県秩父市荒川久那)	平成20年4月1日	東京電力(株) 埼玉県熊谷市筑波	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	17,865,666	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
携帯電話料	分任契約職 荒川ダム総合管理所長 松枝 修治 (埼玉県秩父市荒川久那)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,387,881	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 霞ヶ浦用水管理所長 高橋 定行 (茨城県かすみがうら市牛渡)	平成20年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	198,110,827	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電話料	分任契約職 霞ヶ浦用水管理所長 高橋 定行 (茨城県かすみがうら市牛渡)	平成20年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,797,364	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	契約職 中部支社長 丸山和彦 (愛知県名古屋市中区三の丸)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,550,613	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 愛知用水総合管理所長 井爪 宏 (愛知県愛知郡東郷町)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	47,133,952	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
携帯電話料	分任契約職 愛知用水総合管理所長 井爪 宏 (愛知県愛知郡東郷町)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,621,074	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電話料	分任契約職 愛知用水総合管理所長 井爪 宏 (愛知県愛知郡東郷町)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株)名古屋支店 (愛知県名古屋市中千種区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,008,918	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電話料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 内山直治 (愛知県豊橋市今橋町)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株)名古屋支店 (愛知県名古屋市中千種区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,889,478	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃

専用回線使用料	分任契約職 豊川用水 総合事業部長 内山直 治 (愛知県豊橋市今橋町)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株)名 古屋支店 (愛知県名古屋市中種 区)	通信回線については、当該地域の中 では、競争が存在しない。(物品等の調達に 関する契約事務処理要領第4条第2項第 一号)	-	12,372,381	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 豊川用水 総合事業部長 内山直 治 (愛知県豊橋市今橋町)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中東区東 新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に 電力供給を受ける必要があるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要領第4 条第2項第一号)	-	53,788,748	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料	分任契約職 豊川用水 総合事業部長 内山直 治 (愛知県豊橋市今橋町)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ (東京都千代田区永田 町)	電話料については、各々の使用実態に即 した機構にとって最も有利な商品を選択 し、契約している。(物品等の調達に関す る契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,158,472	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
ガス使用料	分任契約職 豊川用水 総合事業部長 内山直 治 (愛知県豊橋市今橋町)	平成20年4月1日	中部ガス(株) (愛知県豊橋市駅前大 通)	ガスの供給については、当該地域の中 では、競争が存在しない。(物品等の調達に 関する契約事務処理要領第4条第2項第 一号)	-	1,017,570	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
水道・下水道使用料	分任契約職 豊川用水 総合事業部長 内山直 治 (愛知県豊橋市今橋町)	平成20年4月1日	豊橋市上下水道局 (愛知県豊橋市牛川町)	水の供給又は提供を行うものであり、競争 を許さない。(物品等の調達に関する契約 事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,238,392	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 岩屋ダム管 理所長 加藤宏基 (岐阜県下呂市金山町)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中東区東 新町)	電気の供給については、当該地域の中 では、競争が存在しない。(物品等の調達に 関する契約事務処理要領第4条第2項第 一号)	-	5,046,066	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 木曾川用 水総合管理所長 小酒 井 徹 (愛知県稲沢市祖父江町 馬飼寺東26-1)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中東区東 新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に 電力供給を受ける必要があるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要領第4 条第2項第一号)	-	498,225,939	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 木曾川用 水総合管理所長 小酒 井 徹 (愛知県稲沢市祖父江町 馬飼寺東26-1)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬 場町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に 通信設備を使用する必要があるため。(物 品等の調達に関する契約事務処理要領 第4条第2項第一号)	-	1,297,701	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 三重用水 管理所長 米崎 文雄 (三重県三重郡菟野町大 字菟野字飛越)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中東区東 新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に 電力供給を受ける必要があるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要領第4 条第2項第一号)	-	8,412,868	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 長良川河 口堰管理所長 高橋武 彦(三重県桑名市長島町 十日外面136)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬 場町)	電話料については、各々の使用実態に即 した機構にとって最も有利な商品を選択 し、契約している。(物品等の調達に関す る契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,243,877	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 長良川河 口堰管理所長 高橋武 彦(三重県桑名市長島町 十日外面136)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中東区東 新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に 電力供給を受ける必要があるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要領第4 条第2項第一号)	-	35,550,055	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
事務所電気料外	分任契約職 阿木川ダム 管理所長 小川 浩 (岐阜県恵那市東野)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中東区東 新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に 電力供給を受ける必要があるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要領第4 条第2項第一号)	-	3,140,864	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 徳山ダム管 理所長 日野 浩二(岐 阜県揖斐郡揖斐川町開 田448)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中東区東 新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に 電力供給を受ける必要があるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要領第4 条第2項第一号)	-	14,337,878	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
徳山ダム管理所ゴミ収集運搬及 び処分	分任契約職 徳山ダム管 理所長 日野 浩二(岐 阜県揖斐郡揖斐川町開 田448)	平成20年4月1日	(有)岐北清掃社 (岐阜県本巣市根尾水 島)	当事務所所在地における事業一般廃棄 物の収集運搬を実施する許可業者が1社 しかなく、契約の性質又は目的が競争を 許さないため。(物品等の調達に関する契 約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,394,000	-	-	地方公共団体との取り決めにより、契約 の相手方が一に特定されているもの。	4	"

特定通信回線使用料	分任契約職 味噌川ダム 管理所長 仰木文男 (長野県木曾郡木祖村)	平成20年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	通信回線については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,132,151	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 味噌川ダム 管理所長 仰木文男 (長野県木曾郡木祖村)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	9,116,205	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 木曾川水系 連絡導水路建設所長 柳川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区東新町)	電気供給を行う事業者が1社しか存在しないため、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,640,979	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
光熱費	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成20年4月1日	(株)セイワビジネス (大阪府大阪市中央区)	本件光熱水料については、事務所が入居しているビルにおける使用に係るものであるため、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,830,403	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成20年4月1日	関西電力(株) (大阪府大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	42,167,915	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電話料	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,243,258	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
光ファイバ使用料	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成20年4月1日	(株)ケイ・オブティコム (大阪府大阪市北区)	本件光ファイバ使用料については、利用経路に回線を敷設している業者が1社であったため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,990,800	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
ガス料金	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成20年4月1日	名張近鉄ガス(株) (三重県名張市桔梗が丘)	ガスの供給については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,722,004	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成20年4月1日	関西電力(株) (大阪府大阪市北区中之島)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	19,257,819	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	12,584,618	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電話料	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,024,343	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
携帯電話料	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,287,789	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電話料	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成20年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コムニ ケーションズ(株) (東京都千代田区内幸町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,782,900	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
平成21年度浄化槽汚泥搬出処理業務	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成20年4月1日	名張環境事業協業組合 (三重県名張市西田原)	本件の契約相手方は、名張市における一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可業者である。また名張市において本業務を行うことができる唯一の業者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,471,680	-	-	地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に特定されているもの。	4	〃

電気料	分任契約職 一庫ダム管理 所長 青井 保男 (兵庫県川西市一庫)	平成20年4月1日	関西電力(株) (大阪府大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,705,537	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 日吉ダム管理 所長 小野寺 直 (京都府南丹市日吉町)	平成20年4月1日	関西電力(株) (大阪府大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,043,985	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 日吉ダム管理 所長 小野寺 直 (京都府南丹市日吉町)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,367,946	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 琵琶湖開発 総合管理所長 片山 光也 (滋賀県大津市堅田2- 1-10)	平成20年4月1日	関西電力(株) (大阪府大阪市北区中 之島)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	26,250,923	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料	分任契約職 琵琶湖開発 総合管理所長 片山 光也 (滋賀県大津市堅田2- 1-10)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ (東京都千代田区永田 町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,018,965	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市中東 区東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,867,225	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
宿舍賃貸借(2戸)	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成20年4月1日	長尾不動産(株) (三重県名張市桔梗が 丘)	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	885,427	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 丹生ダム建 設所長 荒谷慶太 (滋賀県長浜市余呉町)	平成20年4月1日	関西電力(株) (大阪府大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,041,940	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 丹生ダム建 設所長 荒谷慶太 (滋賀県長浜市余呉町)	平成20年4月1日	KDDI(株) (東京都新宿区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,101,517	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
事務所電気料外	契約職 吉野川局長 柏 木 順 (香川県高松市天神前)	平成20年4月1日	日生開発(株) (香川県高松市朝日町)	本件光熱水料については、事務所が入居しているビルにおける使用に係るものであるため、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,554,844	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 池田総合 管理所長 工藤 勝弘 (徳島県三好市池田町)	平成20年4月1日	四国電力(株) (香川県高松市丸の内)	電撃の供給については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	25,826,010	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 池田総合 管理所長 工藤 勝弘 (徳島県三好市池田町)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区 馬場町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,129,454	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料	分任契約職 池田総合 管理所長 工藤 勝弘 (徳島県三好市池田町)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ (東京都千代田区永田 町2丁目11番1号)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,566,473	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 香川用水 管理所長 石村 忍 (香川県仲多度郡琴平 町)	平成20年4月1日	四国電力(株) (香川県高松市)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	12,042,209	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"

電話料	分任契約職 香川用水管理所長 石村 忍 (香川県仲多度郡琴平町)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,630,527	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
事務所電気料外	分任契約職 旧吉野川河口堰管理所長 太田 隆雄 (徳島県徳島市川内町榎瀬841)	平成20年4月1日	四国電力(株) (香川県高松市)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,615,482	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 両筑平野用水総合事業所長 岩本 逸郎 (福岡県朝倉市)	平成20年4月1日	九州電力(株) (福岡県福岡市中央区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	8,824,906	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 寺内ダム管理所長 千田 泰成 (福岡県朝倉市)	平成20年4月1日	九州電力(株) (福岡県福岡市中央区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,858,837	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 筑後大堰管理所長 塩満 健一 (福岡県久留米市安武町)	平成20年4月1日	九州電力(株) (福岡県福岡市中央区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,288,597	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)	平成20年4月1日	九州電力(株) (福岡県福岡市中央区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	309,169,879	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電話料	分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,121,730	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
専用回線使用料(県内)	分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町)	通信回線については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択しているが、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,741,109	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
専用回線使用料(県外)	分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)	平成20年4月1日	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) (東京都千代田区内幸町)	通信回線については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択しているが、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,733,240	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷隆 (大分県日田市大山町)	平成20年4月1日	九州電力(株) (福岡県福岡市中央区)	電気の供給については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,267,468	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃
電気料	分任契約職 小石原川ダム建設所長 薬師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)	平成20年4月1日	九州電力(株) (福岡県福岡市中央区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,983,227	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	〃

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」

- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

## 随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<b>競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</b>	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>	5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>	6
<b>ニ その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12